

改正

平成23年 9 月22日23世教学第661号

平成24年 3 月23日23世教学第1061号

平成24年 7 月 6 日24世教学第421号

平成25年 8 月26日25世教学第597号

平成25年11月19日25世教学第926号

平成28年 3 月28日27世教学第1307号

令和 2 年 3 月11日31世教学第1099号

令和 3 年 4 月 1 日 3 世教学第561号

令和 4 年 3 月17日 3 世教学第903号

令和 5 年 3 月29日 4 世教学第1441号

令和 5 年 6 月14日 5 世教学第389号

世田谷区特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、教育の機会均等等の趣旨に則り、小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）に就学する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）のうち、特別支援教育を受ける児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費の全部又は一部を補助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給対象者は、次の第 1 号から第 4 号までの要件を全て満たしている児童生徒の保護者とする。

- (1) 世田谷区が行った住民基本台帳への記録（以下「住民手続」という。）が、支給対象月（奨励費の支給の認定（以下「認定」という。）決定後に支給金額計算の対象となる暦月をさす。以下同じ。）において有効な児童生徒
- (2) 支給対象月において、区市町村立の小・中学校に就学している児童生徒のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 知的障害、肢体不自由又は自閉症・情緒障害の特別支援学級（以下「固定学級」という。）に在籍している児童生徒

イ 不登校特例校分教室（以下「分教室」という。）に在籍している生徒

ウ 弱視、難聴又は言語障害の特別支援学級（以下「通級指導学級」という。）で指導を受けている児童生徒

エ 特別支援教室で指導を受けている児童生徒

オ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

(3) 支給対象月の属する年度において、世田谷区就学援助実施要綱（以下「区の援助」という。）に基づく認定を受けていないこと。ただし、職場実習交通費（区の援助に基づく準要保護Ⅱの認定を受けている場合は、通学費及び職場実習交通費）を申請する者は除く。

(4) 世帯の所得金額等に関する情報を、保護者が世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）へ提供すること。

2 生命及び身体への危険を回避する等のやむを得ない理由により、住民手続に必要な届出又は申請が完了していない児童生徒については、当該理由及び世田谷区内における居住実態をともに確認できる場合に限り、前項第1号の条件を満たしている者に準じて取り扱うことができる。

（有効期間及び事務処理手段）

第3条 奨励費における申請、審査、通知等の効力は、いずれも同一の会計年度内に限られるものとする。

2 この要綱に基づく事務の処理については、原則として電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年世田谷区規則第47号）第2条第5号に定める事務処理手段をいう。）を用いて、行うものとする。

（申請手続）

第4条 固定学級、分教室のいずれかに在籍する児童生徒又は通級指導学級、特別支援教室のいずれかで指導を受けている児童生徒の保護者は、奨励費にかかる特別支援教育就学奨励費希望調書（以下「調書」という。）に必要事項を記入の上、在籍している固定学級、分教室のいずれかの小・中学校長（以下「学校長」という。）又は指導を受けている通級指導学級、特別支援教室のいずれかの学校長に提出しなければならない。ただし、奨励費の受給を希望しない場合は、奨励費の受給申請にかかる項目についての記入は不要とする。

2 通常学級に就学している児童生徒の保護者で奨励費の受給を希望する場合は、特別支援教育就学奨励費受給申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、当該児童生徒の障害の程度が証明できるものを添付の上、委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請を行った保護者（以下「申請者」という。）のうち、申請を行った年

度の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）現在、世田谷区で住民手続が行われていなかった申請者は、基準日時点で住民手続が行われていた区市町村が住民税税務行政の一環として発行する証明書又は委員会が個別に指定する書面（世帯の所得控除前の総所得金額・退職所得金額・山林所得金額及び所得控除された社会保険料・生命保険料・地震保険料・保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額が確認できるものに限る。）を提出しなければならない。なお、前住所地の住民税情報の照会にマイナンバー制度による情報連携の仕組みを使用する場合は、マイナンバーを書面にて回答すること（この際には、個人番号を利用する事務における本人確認等に関する事項のガイドラインによる本人確認書類を添付する。）でこれに代えることができる。ただし、通級指導学級又は特別支援教室で指導を受けている児童生徒の保護者はこの限りではない。

- 4 学校長は、第2項の規定に基づき保護者から提出された調書について記載内容等を確認するとともに、特別支援教育就学奨励費申請児童・生徒総括表に必要事項を記入の上、調書とともに委員会へ提出しなければならない。

（認定区分の決定・通知）

第5条 委員会は、申請書又は調書を受け付けた後は、当該申請に係る書類等の審査その他必要に応じた調査を行い、別表1の基準により、認定区分、却下又は所得不明の別を決定するものとする。

- 2 前項の決定は、申請書又は調書を受け付けた日の翌月の末日までに行うものとする。ただし、当初申請期間に受け付けた調書の決定は、9月の末日までに行うものとする。

- 3 委員会は、第1項による決定内容について、申請者に速やかに通知するものとする。ただし、固定学級、分教室のいずれかに在籍する児童生徒又は通級指導学級、特別支援教室のいずれかで指導を受けている児童生徒の申請者へは学校長を経由して通知するものとする。

（支給費目）

第6条 奨励費の支給費目は別表2のとおりとする。

- 2 委員会は、奨励費以外の公費による負担・補助対象と重複する支給対象費目については、支給しないことができる。

（支給金額）

第7条 奨励費の支給金額は予算の範囲内で毎年度別に定める学年別単価表に基づき、計算するものとする。ただし、世田谷区立以外の区市町村立の小中学校に就学している児童生徒に関しては、予算の範囲内で均衡を失しないよう配慮しつつ、単価を調整することができるものとする。

（支給時期）

第8条 奨励費の支給時期は次表のとおりとし、委員会は、原則として振込月の末日までに指定口座に振り込む。

支給対象月	4～9月（前期）	10～3月（後期）
振込月	11月	3月

（支給方法）

第9条 奨励費は、認定の決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）の指定口座へ、口座振替により支給するものとする。

2 学校長または委員会は、奨励費の支給状況を明らかにする個人支給台帳を備えるものとする。

（受領者）

第10条 奨励費は、受給者又はその配偶者（住所が同じで調書又は、特別支援教育就学奨励費変更届（以下「変更届」という。）において指定口座の名義人として記載されている者に限る。）が前条の方法により受領する。ただし、次項に定める場合を除く。

2 前項に定める指定口座を使用できない特別な事情があるときは、受給者は奨励費の受領に係る権限を代理人へ委任する旨を記載した委任状を委員会へ提出しなければならない。

3 前項による委任状が提出されたときは、委員会は、委任を受けた者を受給者の代理人として前条の方法により支給する。

4 前各項の規定に関わらず、世田谷区立学校の支給費目のうち、学校給食費は、申請書による受給者からの委任に基づき、委員会は、学校長を代理人として支給する。

（支給の終了及び取消し等）

第11条 次の場合、受給者はその資格を失い、奨励費の支給は終了する。

（1）受給年度の3月31日を過ぎた時

（2）世田谷区外への転出、転退校等により第2条に定める要件を欠くに至った時

2 委員会は、受給者が次の各号の一に該当したときは、奨励費の認定を取消し、又は奨励費の支給を停止することができる。

（1）受給者が第2条に定める要件を欠いていたことが明らかになったとき。

（2）申請手続きにあたり、偽りその他不正の手段を用いていたことが明らかになったとき。

（3）奨励費を他の用途に使用していたことが明らかになったとき。

（4）返還すべき奨励費を返還しないとき。

（5）その他、受給者としての要件がないと委員会が判断したとき。

3 委員会は、受給者が次の各号の一に該当したときは、支給済みの奨励費を返還させることができる。

(1) 前項の規定により認定の決定が取り消されたとき。

(2) 支給対象とされている児童生徒の長期欠席、行事不参加等により奨励費が不要になったとき。

(変更届の提出)

第12条 受給者は、次の各号の一に該当したときは、変更届を、速やかに委員会に提出しなければならない。

(1) 保護者、児童生徒の住所、氏名及び在籍校に変更があったとき。

(2) 生活保護の開始又は廃止があったとき。

(3) 指定口座を変更しようとするとき。

(4) 奨励費の受給を辞退するとき。

(5) 前各号のほか、調書の記入内容に変更が生じたとき。

2 前項に定める変更届の提出方法については、第4条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

(学校長の責務)

第13条 学校長は、第4条第1項に定める調書及び第12条に定める変更届の提出を受けた場合、記載内容等を確認し委員会へ提出しなければならない。

2 学校長は、次の各号に定める事項について、別途指定する期日までに、委員会に報告しなければならない。

(1) 夏季施設（日光林間学園）、修学旅行における、児童生徒の参加の状況

(2) 受給者に関して第12条第1項の各号に定める事項の変更の発生を知ったとき。

(3) その他、委員会が必要と認め、その都度指示する事項

(様式)

第14条 この要綱において使用する様式は、別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事務の処理に関する事項その他必要な事項は、別に学校教育部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日に遡及して適用する。

附 則（平成23年 9 月22日23世教学第661号）

この要綱は、平成23年10月 1 日から施行し、平成23年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則（平成24年 3 月23日23世教学第1061号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日24世教学第421号）

この要綱は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 8 月26日25世教学第597号）

この要綱は、平成25年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成25年11月19日25世教学第926号）

この要綱は、平成25年11月19日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 3 月28日27世教学第1307号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月11日31世教学第1099号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 3 世教学第561号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月17日 3 世教学第903号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日 4 世教学第1441号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月14日 5 世教学第389号）

この要綱は、令和 5 年 6 月19日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

認定区分	支給費目	認定基準
認定Ⅱ	就学奨励費該当の全 費目	学校教育法施行令第22条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は固定学級、分教室のいずれかに在籍している児童生徒の世帯の収入額（生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全て含む。）が、需要額の2.5倍未満の者

認定Ⅲ	通学費 職場実習交通費	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は固定学級、分教室のいずれかに在籍している児童生徒の世帯の収入額（生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全て含む。）が、需要額の2.5倍以上の者
認定Ⅳ	通学費 職場実習交通費 （通学費は、右欄に定める者のうち、区の援助に基づく準要保護Ⅱの認定を受けている者のみとする）	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は固定学級、分教室のいずれかに在籍している児童生徒で、生活保護法第13条の規定による教育扶助若しくは同法第12条の規定による生活扶助が行われている者又は世田谷区就学援助実施要綱に基づく就学援助費を受給している者
通級Ⅱ	通学費	通級指導学級又は特別支援教室で指導を受けている児童生徒の世帯の収入額（生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全て含む。）が、需要額の2.5倍未満の者
通級Ⅲ	通学費	通級指導学級又は特別支援教室で指導を受けている児童生徒の世帯の収入額（生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全て含む。）が、需要額の2.5倍以上の者

備考 収入額の算定及び需要額の測定方法は、別に定める。

別表2（第6条関係）

支給費目及び支給対象

支給対象費目	支給内容	対象学年
給食費	学校給食法第11条第2項に定める学校給食費（分教室に在籍している生徒については、他の区立学校と同様に給食が提供されているものとみなす。）	小学校全学年 中学校全学年
学用品・通学用品購入費	(1)通常必要とする学用品の購入費 (2)通常必要とする通学用品の購入費（新入学用品費の支給対象者を除く。）	小学校全学年 中学校全学年

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新たに入学する者が通常必要とする学用品等の購入費	小学校1年 中学校1年
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動(宿泊を伴う校外活動費を除く。)に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学科	小学校全学年 中学校全学年
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校の夏季施設(日光林間学園)に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学科	小学校6年
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科	中学校3年
通学費	原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費。ただし、世田谷区立学校以外は委員会が特に認めた場合に限る。	小学校全学年 (付添人含む。) 中学校全学年 (付添人含む。)
職場実習交通費	教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費	中学校全学年

備考 付添人の通学費について、中学校は肢体不自由学級のみ対象とする。